

緊急通報装置使用貸借契約書

貸付人赤磐市長(以下「甲」という。)と、借受人 (以下「乙」という。)
とは、緊急通報装置の使用貸借について、次のとおり契約を締結する。

(貸付物件)

第1条 貸付物件は、緊急通報装置とする。

(貸付期間)

第2条 貸付期間は 年 月 日から、 年 月 日までとする。

2 貸付期間が満了する30日前までに、甲又は乙から何ら意思表示がないときは、貸付期間は更に1年間延長されるものとし、その後もこの例による。

(貸付料)

第3条 貸付料は、無料とする。

(物件の維持管理)

第4条 乙は、物件を善良な管理のもとに、維持管理しなければならない。

2 乙は、物件の現状を甲の承認を得ないで変更してはならない。

3 物件の設置、取外しに要する経費及び乙の都合により位置を変更するときに要する経費は、乙の負担とする。ただし、乙が生活保護法に規定する被保護者の場合、甲の負担とする。

4 電話の基本料、通話料は、乙の負担とする。

5 電池の取替え等、物件の機能を維持するために要する経費は、甲の負担とする。

6 乙は、物件を故意に損傷し、又は亡失などしたときは、修復に必要な経費を弁償する。

(契約の解除)

第5条 甲は、乙がこの告示の対象者でなくなったときは、この契約を解除することができる。

2 乙は、前項の定めによる契約の解除により損害を受けた場合においても、甲に対しその補償を請求することができないものとする。

(疑義の決定)

第6条 この契約に定めのない事項及びこの契約の履行について疑義が生じた事項については、甲乙協議して定めるものとする。

この契約を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各々1通を保有するものとする。

年 月 日

甲 住所 赤磐市下市344番地
氏名 赤磐市 市長

印

乙 住所
氏名

印